

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第31号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「31メートル第1種高度地区若しくは31メートル第2種高度地区」を「31メートル高度地区」に改め、「又は45メートル高度地区に指定されている地区」を削る。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)